

下関市立大学における教員組織の編制に関する基本方針

令和3年3月18日

学長裁定

教員組織の編制に関する基本方針

1. 下関市立大学は、地域社会、日本社会、国際社会に貢献するために、本学の理念と目的に照らして適正な規模の学部、学科、課程を組織し、そのもとに本学の求める教員像に合致する教員組織を編制する。
2. 外部環境の変化や社会のニーズに合わせて、学部・学科の規模等を調整するとともに、教員組織を柔軟に編制する。